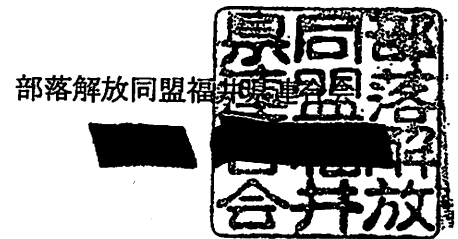


2010年8月18日

福井県知事 西川一誠殿




## 人権問題についての懇談会の申し入れ

貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。常日頃よりの部落問題・人権問題への取り組みについて敬意を表します。

また、私どもの解放運動に対しても、ご理解を賜り心強く思う次第であります。

さて、昨年の政権交替により政府は「人権侵害救済法」の早期制定に強く取り組まれておりますが現実には厳しいものが御座います。しかし、人権の福井県、人権の街作りの為のあらゆる施策の法的根拠である「人権侵害救済法」の制定が是非必要であり、福井県にもご尽力賜りたくお願い申し上げる次第であります。

一方、一昨年、で生じた差別発言事件は、まさしく今日における被差別部落民の当事者が苦しんでいる現実を示す事件であります。

つきましては、これらの問題を、お互いの協力の中で早期解決のために下記の日程で懇談会の開催をお願いいたします。公務多忙の折とは存じますが関係職員の出席についてご高配を賜りますよう宜しくお願いいたします。

### 記

日時 2010年9月2日(木)午後1時～

場所 福井県立図書学習センター

出席者 県連側 約 40名

以上

2010年度 部落問題解決に向けた福井県への要求事項

2010年10月5日

部落解放同盟福井県連合会

## 1 「人権教育・啓発推進法」関係について

「人権教育・啓発推進法」には『地方公共団体の責務』が明記されており、県内市町においても人権施策推進に向け計画策定及び体制整備が義務付けられています。策定されている全市町の人権施策推進計画を公表されたい。併せて、策定されている全市町の2009年度の実施具体内容を公表されたい。また現状をどう評価し、今後どのように指導されるのか。

(追加項目) また、県内の学校における人権教育の現況を明らかにされたい。具体的な実践内容資料を出されたい。

## 2 における差別事件について

における差別発言について福井県はどのように捉えているのが。その原因となる背景を明らかにされたい。また福井県並びにの事件後の取組みの経過を明らかにされたい。併せて、今後どのような対応をされるのか。

## 3 結婚相談所について

結婚相談所・相談申込における申込書や相談カード等の記載内容について、95年通産省(現経済産業省)「通達」の「基本的人権を侵害することがないよう万全の配慮を」という「行動指針」に違反していることに対して、昨年の懇談会以降、福井県と福井県連との間で勉強会を通して議論してきましたが、その後の取り組みや今後の方針について明らかにされたい。

## 4 公正採用問題について

平成19年度の「公正採用選考チェック表」の内容修正および調査マニュアルの明確化により、不適切事象の状況が把握できるよう改善されたが、平成21年度の不適切事象の件数並びに、労働局など関係機関が行なう違反事業所への指導・啓発の内容について明らかにされたい。

5. 県が実施した人権意識調査について

県が20年度に実施した人権意識調査について、課題を明らかにすると共に、調査結果をどのように活用されるのか。

6. [ ] の開発事業について

[ ] 側の [ ] はどうなっていますか。  
(昨年の回答にあった [ ] 区民への工事の了解と [ ]、 [ ]、 [ ]、 [ ] の許認可等を行い、早期に工事着手したいについて)

7. [ ] の活用について

[ ] が進める [ ] 整備構想(案)の中で、地域資源を活用した体験交流施設の整備が計画されており、 [ ] など [ ] の体験場所として、 [ ] の活用があげられている。地域振興における重要な計画であり、県管理の施設であることから、 [ ] との連携を図り、事業推進にあたっていただきたい。

部落問題解決に向けた福井県に対する要求項目回答（部落解放同盟福井県連合会）

H22. 10. 5

要 求 項 目	回 答
<p>1 「人権教育・啓発推進法」関係について</p> <p>(1) 「人権教育・啓発推進法」には『地方公共団体の責務』が明記されており、県内市町においても人権施策推進に向け計画策定及び体制整備が義務付けられています。策定されている全市町の人権施策推進計画を公表されたい。併せて、策定されている全市町の2009年度の実施具体内容を公表されたい。また現状をどう評価し、今後どのように指導されるのか。</p>	<p>地域福祉課、生涯学習課</p> <p>人権施策推進計画については、県内全市町に対し策定するよう指導してきたところ、平成21年度に■■■■（21年10月）および■■■■（22年3月）が策定したことにより、県内の全市町において策定された。県内17市町の人権施策推進計画を提出する。</p> <p>生涯学習課において、平成21年10月29日（嶺北）、30日（嶺南）に臨時市町社会教育担当者会議を開催し、人権教育・啓発の実施状況をわかりやすくするよう様式を改めること、この資料を公表することの了解を市町から得たところである。県内17市町の平成21年度人権教育・啓発実施結果を提出する。</p> <p>同和問題に関する教育・啓発を進めるため、平成21年10月の臨時市町社会教育担当者会議において、市町教育委員会が主催する研修会等の中で同和問題についても取り組むよう要請した。</p> <p>また、本年度に開催した市町人権主管課長会議および福井県人権教育担当者会議においても、同様の要請を行ったところであり、今後も指導していく。</p>

要 求 項 目	回 答
<p>(2) 県内の学校における人権教育の現況を明らかにされたい。具体的な実践内容資料を出されたい。</p>	<p>高校教育課、義務教育課</p> <p>すべての学校において、発達段階や児童生徒の実態を考慮しながら、社会科（高等学校においては地歴科・公民科）、道徳、特別活動、ロングホーム・学級活動、総合的な学習の時間を中心にあらゆる教育活動の中で機会を捉えながら人権教育を推進している。</p> <p>人権教育を進める上で、小学校では、人権問題を正しく認識するための基礎を培うこと、自他を尊重する心情や態度を育成することなど、中学校・県立高校では、様々な人権問題について正しい知識と認識を深めること、人権問題の解決のための科学的・合理的なものの考え方や態度を育成することなどを念頭に、各校が人権教育全体計画、人権教育推進計画を作成し推進を図っている。</p> <p>また、県では、すべての小・中学校および県立学校の人権担当教員を対象とした地区別人権教育研究協議会や新採用教員研修、10年経験者研修における人権教育講座、教育研究所が実施する人権教育研修講座等を開催し、教師自身の人権意識の高揚を図っている。さらに、すべての学校において人権担当教員を中心に、校内研修会等を活用して、人権教育の推進・充実を図っている。</p> <p>小学校、中学校、高等学校の実践例を提出する。</p>

要 求 項 目	回 答
<p>2 [ ]における差別事件について</p> <p>[ ]での差別発言について福井県はどのように捉えているのか。その原因となる背景を明らかにされたい。</p> <p>また、福井県並びに[ ]の事件後の取組みの経過を明らかにされたい。</p> <p>また、現状をどう評価し、今後どのように指導されるのか。</p>	<p>地域福祉課</p> <p>[ ]における差別発言については、本県において、今なお同和問題に関する偏見や差別意識が解消されていないことを示しており、県としては、今後とも人権教育・啓発を積極的に推進していく必要があると考えている。</p> <p>[ ]は、県の指導により、平成21年7月6日に職員を対象とする人権研修会を開催し、県の人権室長が講師として人権・同和問題の認識を深めるための講義を行った。</p> <p>また、県は、同和問題の啓発を図るため、[ ]の協力を得て[ ]で「人権啓発講演と映画の会」(H21.10.15)および「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」(H22.3.4)を開催した。</p> <p>さらに、県は、[ ]に対して、人権教育啓発推進計画の策定および教育・啓発の取組みについて要請してきたところ、[ ]では本年3月に「[ ]人権施策基本方針」を策定した。</p> <p>今後は、「[ ]人権施策基本方針」に基づいて教育・啓発を推進するよう指導していく。</p>

要 求 項 目	回 答
<p>3 結婚相談所について</p> <p>結婚相談所・相談申込における申込書や相談カード等の記載内容について、95年通産省（現経済産業省）「通達」の「基本的人権を侵害することがないように万全の配慮を」という行動指針に違反していることに対して、昨年の懇談会以降、福井県と福井県連との間で勉強会を通して議論してきましたが、その後の取り組みや今後の方針について明らかにされたい。</p>	<p>子ども家庭課、農林水産振興課</p> <p>4月12日の部落解放同盟福井県連との懇談会での議論を踏まえて、5月から福井県婦人福祉協議会およびふくい農林水産支援センターに出向き、平成9年3月28日付けの全国社会福祉協議会事務局長通知で示された結婚相談カード記入事項参考例（6項目）を基本に意見交換・協議を行ってきた。</p> <p>その結果、申込書等について前述通知の記入事項参考例（6項目）で実施することとなり、現在、具体的な様式を定めるための調整を行っている。</p>



要 求 項 目	回 答
<p>4 公正採用問題について</p> <p>平成19年度の「公正採用選考チェック表」の内容修正および調査マニュアルの明確化により、不適切事象の状況が把握できるよう改善されたが、平成21年度の不適切事象の件数並びに、労働局など関係機関が行なう違反事業所への指導・啓発の内容について明らかにされたい。</p>	<p>高校教育課、労働政策課</p> <p>平成19年7月4日に開催された「厚生労働省通達に基づく就職差別撤廃に向けた学習会」の結果に基づき、「公正採用選考チェック表」の内容を修正し、公正採用に係る調査マニュアルを明確化したうえで、採用試験を受けた生徒全員が記入した「公正採用選考に係る受験報告書」をすべて、公正採用選考関係機関連絡会議（平成13年設置）に提出している。</p> <p>平成21年度調査の結果、県内企業で121件の不適切事象があった。</p> <p>県では、企業向け啓発用リーフレットを作成し、各高等学校から事業所等へ、求人や応募の際に配布している。また、「公正採用選考関係機関連絡会議」に福井労働局の担当職員にも参加いただき、不適切事象のあった企業の指導を依頼している。</p> <p>労働局は、関係ハローワークを通じてこれらの企業に対し個別訪問により公正な採用選考を行うよう指導しており、特に家族に関する不適切な質問が多いため、これらの改善を重点的に行っている。</p>

要 求 項 目	回 答
<p>5 県が実施した人権意識調査について</p> <p>県が20年度に実施した人権意識調査について、課題を明らかにすると共に、調査結果をどのように活用されるのか。</p>	<p>地域福祉課</p> <p>同和問題に関する意識については、既婚者に対して「お子さんの結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合にどのようにするか」を尋ねたところ、「親としては反対するが、子どもの意思が強ければしかたがない」(13年度調査49.3%→今回調査49.4%)、「子どもの意思を尊重する。親が口だしすべきことではない」(36.4%→39.5%)、「家族や親戚の反対があれば認めない」(7.9%→6.0%)、「絶対結婚を認めない」(6.4%→5.1%)となった。</p> <p>また、未婚者に対して「同和地区の人と恋愛し、結婚しようとしたとき、親や親戚から反対を受けた場合にどのようにするか」を尋ねたところ、「親の説得に全力を傾けたのちに自分の意思を貫いて結婚する」(56.7%→69.6%)、「自分の意思を貫いて結婚する」(22.4%→25.0%)、「家族や親戚の反対があれば結婚しない」(17.9%→5.4%)、「絶対結婚しない」(3%→0%)となった。</p> <p>以上のことから、同和問題に関する意識については、平成13年度の調査結果と比較して、差別意識は着実に解消傾向を示している。</p> <p>しかし、今なお根強い差別意識が存在していることも事実であり、この調査結果を踏まえ、今後とも差別意識の解消に向けて教育・啓発を推進していく。</p>

要 求 項 目	回 答
<p>6 [redacted]の開発事業について</p> <p>[redacted]側の [redacted]は  [redacted]はどうなっていますか。  (昨年の回答にあった [redacted]区民への  工事の了解と [redacted]・ [redacted]・  [redacted]・ [redacted]等  を行い、早期に工事着手したいについ  て)</p>	<p>土木部、嶺南振興局</p> <p>これまで課題となっていた [redacted]については、 [redacted]  [redacted]区に [redacted]が完了した。</p> <p>このことを踏まえ、9月に区へ道路計画を説明したところ、区から「工事で潰れる砂  浜をできるだけ少なくしてほしい」などの要望がなされたため、 [redacted]と協議し、その  結果について今年2月、6月の2回にわたり区と協議を重ねているところである。</p> <p>当事業は交通安全の観点から必要な事業であり、 [redacted]に対する理解を得ながら、  早期に工事着手できるよう、県と町が協力して引き続き [redacted]に対する協議を進め  ていきたい。</p> <p>※工事計画の了解が得られた後は、以下の手続きを同時並行で進めていく。</p> <p>[redacted]について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [redacted]を決定する。</li> <li>○ [redacted]する。</li> <li>○ [redacted]する。</li> </ul> <p>■ 関係法令の手続きについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ [redacted]</li> <li>○ [redacted]</li> </ul>

要 求 項 目	回 答
<p>7 [redacted]の活用について</p> <p>[redacted]が進める[redacted]整備構想(案)の中で、地域資源を活用した体験交流施設の整備が計画されており、[redacted]など[redacted]の体験場所として、[redacted]の活用があげられている。地域振興における重要な計画であり、県管理の施設であることから、高浜町との連携を図り、事業推進にあたっていただきたい。</p>	<p>嶺南振興局</p> <p>[redacted]が策定された「[redacted]基本構想(案)平面図」において、[redacted]の施設整備が、[redacted]地区)付近に計画されている。</p> <p>[redacted]は[redacted]に基づく国の補助により整備したもので、その[redacted]については、利用計画に基づき採択されており、原則として目的外使用は認められていない。</p> <p>現在、[redacted]が策定中と聞いている基本計画が具現化される過程で相談、協議があれば、随時[redacted]協議しながら対応していきたいと考えている。</p>

平成22年度部落解放同盟との懇談会

日時 平成22年10月5日(水) 13時~16時5分

場所 若狭図書館学習センター講堂

出席者

(福井県連合会) [REDACTED]、 [REDACTED]、 [REDACTED] 他

(中央本部) [REDACTED]、 [REDACTED]、 [REDACTED]

(県) 小竹健康福祉部長他

(司会) [REDACTED]

それでは時間になりましたので、ただいまから平成22年度部落解放同盟福井県連と福井県との懇談会を開催させていただきます。私、司会を務めます、福井県連、[REDACTED]です。どうかよろしくお願いいたします。

それでは早速、始めたいと思います。はじめに福井県連を代表しまして [REDACTED] よりあいさつをしていただきます。よろしくお願いいたします。

大変お忙しいところ、県からたくさんの方に出席をいただき大変感謝しております。私どもも、福井県が人権行政に対して懸命な努力をしていることは、無論承知しております。しかしながら、まだまだ、積み残っている問題がたくさんあります。

その一つは結婚相談所の問題、これも最初に申込書を見たときに、なんとまあ福井県の人権問題に対する意識の低さを痛感したところでございます。

また一つは、[REDACTED]の差別発言の問題、これも非常に厳しい問題だと私どもは捉えております。皆さんは、単なる1件のそういう発言だと捉えているかもしれませんが、またどこでもあるような問題であると捉えているかもしれない。しかし、差別された当人の「自由に生きる」ということが侵害されている。これは、当人しかわからない面があるけれども、やはりこれは部落の人間の共通した苦しみであり悩みであると、そういうことが [REDACTED] で発生したと、これも30何年間県行政が同和行政をやり人権問題に取り組んできた結果がそういうことになっている。これは一体どういうことなのか。今までの、人権行政、同和行政の効果といった問題も出てくると思うんですね。

そういう二つの大きな問題を今抱えているわけでありまして。しかし、やっぱり県行政が一生懸命取り組む中でですね、しっかりした取り組みを進めてほしいと思っております。

今日はまた、中央本部の [REDACTED] をはじめ、関係の方々大変遠いところありがとうございます。

また、支部員の皆さん方には、大変お忙しい中、皆さんに給料もあげられないんですけども、仕事をほったらかしてきていただきましてありがとうございます。これも一つ、皆さんが、福井県における部落問題の現実というものをしっかり捉えていく必要があるので、今日の議論の中でしっかり問題を捉えていきたいと考えております。

今日は大変御苦労様ですが、よろしくお願い致します。

(司会)

どうもありがとうございました。続きまして、県側のごあいさつをお願いいたします。

(小竹健康福祉部長)

皆様、こんにちは、私は福井県の健康福祉部長の小竹でございます。

開会に当たりまして、県の出席者を代表いたしまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、部落解放同盟福井県連合会から [REDACTED] はじめ多くの皆様にご出席をいただき本当にありがとうございます。

また、中央本部から [REDACTED] をはじめ遠路お越しいただきありがとうございます。

皆様には、日頃より本県における同和行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力をいただいておりますことにこの場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

今年の夏は、猛暑ということで大変暑うございました。当初、9月の初めにこの懇談会が予定されていたわけでございますが、10月に入りまして若干涼しくなりましたこの時期に開催できまして、本当にありがとうございます。

さて、県では、同和問題は我が国固有の人権問題であり、憲法で保障する基本的人権の侵害に関わる重大な課題であると認識をいたしまして、その早期解決に向けまして、昭和44年の同和对策事業特別措置法の施行以来、国、市町の協力を得まして、また、関係者の皆様方のご意見を伺いながら、特別対策を実施してきたところでございます。

そして、平成14年3月の法失効後も、それぞれの地域の状況や事業の必要性を把握した上で、必要な施策を実施しているところでございます。

また、人権教育・人権啓発につきましては、国および地方公共団体をはじめとして、それぞれの職域で取り組んでいますけれども、 [REDACTED] からごあいさつの中でもいただきましたけれども、平成20年12月に [REDACTED] 同和問題に関します差別事象が発生するなど、いまだに様々な人権に関わる人権侵害が生じているところでございます。

こうした点を踏まえまして、県では、「福井県人権尊重の社会づくり条例」に基づきまして、「福井県人権施策基本方針」を策定し、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しているところでございます。

今日は、先日ご提示いただきました要望事項につきまして、健康福祉部をはじめそれぞれの所管の出席者から回答させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本日の懇談が実り多きものになりますことをご祈念申し上げます。簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。今日は、よろしくお願い申し上げます。

(司会)

どうもありがとうございました。では続きまして、中央本部よりあいさつをさせていただきます。 [redacted] でございます。

[redacted]  
どうも苦労さんです。昨年の交渉は他のことと重なりまして、欠席をしましたが、この間、福井へは何回か寄せてもらったところでございます。

かつては、職員採用を巡る用紙を通して、多くの問題提起をさせていただきましたし、また、今年4月には結婚相談の申込様式に関わって、いろいろ私どもから指摘や改正の提起をさせていただきました。福井におかれましては、2008年にアンケート調査を行っているわけでございますけれど、その結果の中で、部落出身者との結婚について忌避するという項目が、トータルで60%を超える回答が実はあったわけでありまして。

そういう実態を見ても、この間の結婚相談の申込様式に関わっては、極めて多くの問題・課題があると指摘をさせていただきました。行政は、個人情報厳格に管理していかなければならない機関であります。個人情報をしっかりと保護しながら守っていく、こういう役割を行政機関が持っているわけでありまして、結婚申込書の名のもとでそのことが全く守られていない、個人情報が様々な角度で漏れいしている、このような実態が相談事業で明らかになりました。私達は全国的にも、とりわけ結婚相談所の事業と行政との関わりを強く指摘しましたし、同時に全社協を通して、ここに差別の温床が根強く存在している。したがって、個人情報の保護という観点を含めて調査項目を限定するように、こういう国との議論の中で6項目に調査項目を限定しながら、個人情報の管理を進めて来たわけでありまして。

まだ相手の顔も見ない段階で拒否される、持っている情報のみで拒否される、否定される、こんなことを行政が加担しながらするという事は、まったくもってあってはならないことであります。あくまで、個人同士が好意をもちながら発展させて行くということは、これは自然な形で、そのことに私達は何ら異議はない。しかし、そのことに至る以前の書類段階で拒否されるような加担を行政がすることは、まったくもって許されるものではないわけでありまして。そのことをこの4月にも厳しく指摘をさせていただきました。

先日、今日の回答書を見せていただきましたところ、全社協の6項目に限定して、福井においても対応していきたい、こういう回答が示されたわけでありまして、であるならば、私たちが指摘してきた2年間はどのような議論がされたのか、この辺りも後でしっかり説明をしていきたいと思っております。指摘をされたから変えるのではなく、そこにおける差別性を皆さんがしっかり理解しながら、とりわけ何百人とおられる相談員の皆さんにどう周知徹底されようとしているのか、そのこと抜きに単なるお題目ではないわけでありまして、私はここに差別の温床というか、差別の根深さというか、私はこのことを実は感じました。そのことをしっかりメスを入れ、そして説明しながらお互いにその

背景を理解してこそ差別撤廃の第一歩につながるわけでありまして、その辺りがどこまで説明されながら対応しているのか、是非とも真摯にお答えをお願いしたいと思います。

今日は、多くの課題をもつての地元の県連の交渉でありますから、是非ともそれぞれ切実な地元の課題ということで、行政のそれぞれのセクションの中でご理解をいただきながら、真摯な回答をお願いしまして本部を代表してのあいさつとさせていただきます。

自己紹介

[redacted]  
県：県連提出名簿登載者（管理職）

[redacted] 要求項目読み上げ（1～7）

(柿木課長、中谷企画幹) 回答読み上げ（1～2）

[redacted]  
1（1）について、各市町の人権施策推進計画は全部出していただきました。

問題は、具体的にどうやっているか、実践が明らかにならないといけな。推進計画だけでなく、一番大事なことはどういうふう実践していくかということです。資料を出していただいたんですが、膨大な資料でどこから見たらよいかかわからないわけですが、まず [redacted] で、表題だけでは何を話したのか分からないところがあるな。同和問題についてどこでやっているのか、その辺が、表を見ただけではわからないわけであるけども。

(飯田人権室長)

同和問題につきましては、8番目の「公民館職員研修会」で・・

[redacted]  
8番目の参加数56人のね。確かにこういう講座を行っているということは分かった。しかしね、これを [redacted] 全部と比較するとき、こういう状況では、同和問題に係る人権についての意識が、 [redacted] 全体に伝わっていくには何年かかるかなと思うんだけどな。

だから、そういうところをもっと、もう少しきめ細かく、年間何回かやらないと [redacted] 全体に回っていくのに何年かかるか分らんわな。

[redacted]  
は、8番目の「公民館職員研修会」の中で同和問題の研修がなされているのと、10番目の「新任職員研修」の人権意識の普及高揚という中で、当然同和問題もその中

で研修を行っているところでございます。

ぼんまにされていますか。ちょっとそこが心配なんですけど。

(飯田人権室長)

に確認したところでも、同和問題についても、そこはちゃんと教えていますということでございます。

項目立てて、系統だって、計画作ってやってくれているんですかね。

たとえばですね、の計画を見たときに、福井県で福井市は県庁所在地ですよ、事業も相当していると思うよね、ところがの計画の12ページの中で、「人権教育・啓発の推進」というのがありますね。学校でやります、あるいは家庭でやります、3番目が地域社会においてやりますというふうに書いてありますよね。ところが、地域社会の中には、企業というのが一切欠落しているわけよ。

後の要求項目の中にもありますけど、少なくとも福井県の調査の中で高校生の採用選考に関わった企業が、差別につながるような質問をやっているわけでしょ、具体的に。じゃあ具体的に企業に対する研修、企業に対する取組みというのはどういう形でやるのか、の計画の中では見えてこない。具体的な人権侵害というものは、絵空事ではないわけでしょう。先ほどのの事件もそうですけど、私たちの生活の中で日常的に起きているわけでしょ。それを解決するために、人権教育や同和教育をやるわけでしょ。じゃあ具体的に起きている企業の差別質問等を含めて、それをなくすための企業の教育をどうやって進めるかということが今問われているわけでしょ。

(飯田人権室長)

企業の教育についてですけど、企業に対する教育については、まず労働局の職業安定行政の中で実施しております。

私ども県も、人権指導者研修会、人権啓発講演と映画の会などによりまして、企業を対象といたしまして研修会を実施いたしております。

やっていないとは言わんが、

一般論で言うのは止めて、具体的に、で差別事件が起きました。これ、どうい

形での事件の克服に向けた研修が行われたんですか。そういう事例が2年前に発生して、や県もこの事件の事実確認に関わって、対応してきましたよね。の研修の一覧表を今見ているんですけども、どこでその事例を報告しながら、職員や関係者に周知されましたか。克服に向けての周知は、それを説明してください。

(飯田人権室長)

で差別事象が起きたのが、20年の12月22日でございます、この対応につきましては同盟さんと色々協議しながら対応方針を決めまして、それから私ども21年度人権教育・啓発推進計画を策定させていただきまして、21年5月31日に同盟さんの方に提出をさせていただきました。そして、それに基づいてやってきたということでございます。その中で、とはですね、

自身が、差別事件として認知しているの。認知しているんですか。

(飯田人権室長)

はい。認知しております。

それを克服していかんならんでしょ。職員あげて、あげて。それをどこでやられているんですか。

どの事業でやられているんですか。その克服の内容をどの事業でどのようにやられているの。

(飯田人権室長)

まず、今回の事件のむずかしさというのがありまして、一般の差別事件とは違いました、差別されたご本人が、「こういうことがあったことをに言ってほしくない」、それから「相手方にも確認してほしい」、それからが、自ら気が付いて、自ら啓発することは結構なことだ」ということがございまして、その辺りが難しいところで、ご本人のご意向も踏まえる必要があつて難しかったわけです。

ただ、に対してこのようなことがあったということは申し上げないわけにはいきませんので、これについては申し上げたと、さんとしては「わかった」ということで、をしても対応していくということでございます。

まず、21年7月9日に職員を対象とする人権研修を開催しまして、私、人権室長が講師として同和問題についての講義を行ったということでございます。

それから、ご承知のとおり、の難しいところは、の(同和)地区の総意として「同和問題についての啓発をしてくれるな」ということがございます。それで、が自らすることができないということで、私どもがの協力を得まして、

で「人権啓発講演と映画の会」を21年10月15日に県が開催をいたしました。また、22年3月4日に「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」の同和問題に関する研修会を2回開催いたしました。

そのようにして、内での啓発を行ってきたところでございます。

あのね、の中における被差別部落の人たちの現状というのは、人数も少数ですし、それを克服するための行政の施策や研修もありませんから、そういう中で部落の人が差別事件を克服するというは大変なことなんです。

なぜ大変なのか、すぐさま自分に跳ね返ってくる、店を経営されているとしたら経営そのものに跳ね返ってくる。その地域社会の中で生きていけない。訴えることによって、逆に自分たちが苦しい思いになってしまう、そんな中でのことなんですよ。

しかし、差別発言した人間は、そのお店だけにはとどまっていなくて、いろんな所で、たとえば酔っぱらって出てくるにしても、そういう差別を拡散していたら、同じ被差別民としてたたまれない、許せない、そんな思いを持つんですよ。

それを行政がしっかりと受け止めなければ、そのことを差別なんだと指摘し合えるようにならないければ、の人権感覚を高める取組みを私はこの訴えられた方は求めていると思うんですよ。

しかし、あなた方の取組みは、「言ってほしくない」、「隠してほしい」、「相手に伝えてほしくない」ということを通して、逆に取組みを放棄しているのと違うか。

少なくとも、その深層にある思いをしっかりと受け止めながら、まさに差別の厳しさがゆえにそう言わせているという実態を受け止めながら、「そんなことは許せない」と言える市民の意識をどうつくっていくのかということ、私は、今回の事件を通しての課題だと思うんです。もちろん、が問われているし、県行政も問われているんです。

片方で、人権教育・啓発推進法に基づいて人権教育・啓発を進めて行くんだということ、声を高らかに皆さん言われているんですけども、具体的な問題に出くわしたら、そのことがしぼんでしまう、取組みが進まない、これはどういうことなんですか。

だから、今回の事件の真相ということ、そういうことが、差別事件が、差別発言があったとしたら、そのことが差別だと指摘し合える、また本人や事業所を含めて、私は、しっかりと行政が指導しながらですね、再び起こらないという状況をつくっていくべきだと思うし、単に一人の差別発言した人の問題にとどまらず、の意識の反映として、「こういうことが起こった」とするならば、を対象として、またに對する直接、間接を含めた対応をしていく、職員も対象としながら、その克服するために、(同和問題の啓発を)やられて当たり前でしょ。

どうなんですか。そこら辺が見えない。去年のことを含めてもかまわへんけど、どうなんですか。そこるところ。

(飯田人権室長)

それで、が研修もできないとおっしゃっている大本のところは、地元の総意として(同和問題に関する啓発を)しないということになっていると言われましたので、私は、区長さんにお会いしたいということで、をお願いをいたしまして、の立会いのもとで、区長さんとお会いをさせていただきました。

その区長さんとお会いしまして、いろいろな話をさせていただきまして、同和問題はこんな問題なんですと、ご説明を申し上げましたところ、その区長さんは、「いい話を聞かせてもらった。いい勉強をさせてもらった。」と言われましたので、同和問題に関する正確な知識は同和問題の解決に必要であるので、勉強するというお考えはないのですかとお尋ねしました。区長さんは、少し考え込まれた後で、「自分には一般地区の弟子が10人以上おり、また、業界数十人の代表となっている。今更教育啓発でもなかりよう。」と言われました。区長さん自身が地主でありまして、アパート経営によって定期的な収入があるとのことで、私が行ったのは昨年でありましたが、衆議院議員選挙の真っ最中で、区長は業界の代表ということで地元の衆議院議員の有力後援者の一人とのことでございました。

その地区は、現在混住が進んでおりまして、地区出身者と地区外出身者が半々という状況でございまして、そのようなこともあるのかも分かりませんが、区長さんから直接(同和問題の啓発を)お断りされたところでございます。

から聞いてはおりましたが、私が区長とお会いして直接ご意見を聞きしたところでございます。

あのね、当事者や関係者に聞けば、私がさっき言ったように、結局は利害が絡んできて、「差別だ」と声高らかに言えば言うほど、その地域社会の中で生きていけない、自身の狭い思いをしなければならぬというような、差別社会の実態があるんです。

「私がそこで確認した」ということではなしに、この事件の事実確認をしながら、なぜこのような発言が出たのか、職員として今後起こさないような対応をどうしていくべきか、として差別を見抜き差別を許さない運動をどうつくっていくのか、ここに対応していくべきではないんですか。であるとすれば、そのための取組み、研修をどうされたのかと私は聞いているんです。

(飯田人権室長)

昨年度、この場でから、地元の人が「寝た子を起こすな」と啓発を否定しているのは差別されるのが怖いからだ、これは地元の人には罪はない、行政の啓発が不十分なことが問題である旨のお叱りをいただいたところでございます。

私ども県といたしまして、の総務課に教育啓発の申し出を行った際に、地区の総意として同和問題の教育・啓発に反対しているのは、差別されるのが怖いからではないかという見方があるがどう思うかとお聞きしたところ、「そういう見方があることは



理解できる」ということで、[ ]としても「何とかしなければならぬ」と思っていたいただいているところでございます。

[ ]としても微妙な立場でございます、[ ]としても、計画を見ていただければお分かりいただけると思いますが、項目として「同和問題」について書いてありますが、[ ]の人権施策基本方針の7ページでございますが、同和問題について取り組むと書いてございます。それで、[ ]に対して、計画（基本方針）の中で取り組むと書いてあるが、実際に取り組むのかと確認をいたしましたところでございます。

そうしたところ、確かに[ ]としては地区の皆さんの総意があるので、なかなか表立って、[ ]を対象に大々的なものはやはり地区の皆さんの同意がなければできない。しかし、取り組めるところから取り組んでいくとのことでありまして、今年度、研修会をされる予定です。

あ、今言うことはおかしい。人権問題、同和問題っていうのはやな、地区の人のためじゃないやん。[ ]全体の問題なんだから、地区の人が受けよう受けまいとは別にしてやな、全体に取り組まんたらこんなもん根本的に解決するわけないやん。

仮に、地区の人が嫌と言ったとしても、周辺の[ ]全体が理解しなかつたら先に進まん問題やわな。逆にいえば、地区の人が寝ていても、周りの住民、[ ]全体がこの問題をしっかり捉えていくことが大事なや。差別する方を教育することが大事なや。差別する方を。

まあ、ここまで来たんやから[ ]もやらなあかん。[ ]も。やっぱりこれは[ ]はほとんど人権啓発なんかやっていない。そういう現状や。そりゃああんたら十分認識しているやろ。

そうして結果的に、こういうことが起こっているんや。その結果や。

今ここで、区長さんがどうやこうや言うてもやで、そういう[ ]の問題だけやなく、全国の、我々やたつてそうや、我々自身も差別されているのと同じや。

[ ]民に理解させることを行政がやらなんだらあかんがな。だから、今、何回か研修しているって言うたな。そりゃあやらないかん。しかしやな、これは早急にやらなんだらどうもならんで。早急にやって、差別された方の、住民を含めてやで、もう少し自由な、伸び伸びとした生活なり仕事なり、そういう状況をつくってやらないかんわ。

区長さんや地元の人が反対、反対言うのは、やっぱり、（差別が）厳しいから反対するのであってやな、周辺の差別が厳しいから反対するので、それは当たり前の話や。

誰も、跳び抜けて「やれ」ってなかなか言えんわな。それができないから、厳しいということや。

[ ]の被差別部落だけの問題とは違うよ、これは。[ ]の部落の事例を出しながら差別したわけやろ。いずれにしても、[ ]の被差別部落住民だけの話ではない。全国

の被差別部落住民に対する[ ]というふうに、我々はみている。

であるなら、我々自身が[ ]対峙して、この問題の解決をしてもらおうということには、やりますよこれ。

同和地区住民が、寝た子を起すなという意識を持って、差別差別と騒げば、自分達にその被害が降ってくるのではないか、明日からその地域社会で暮らすことが困難になるのではないか。こんな思いから、行政に言われているかも知れないけど、他方で、現実に差別されているんでしょう。片方で差別を許さないという、人権教育や人権啓発の行動計画や取り組みの中で、行政の責務を求めているわけですよ、これ。その解決をどう行政として迫っていくの。差別者に対して、差別を許さないという解決を。

あなた方、単に[ ]が、地区住民がこう言っているから、取り組みませぬのやと、取り組まない口実をただ我々地域住民になすり付けているだけの話やこれは。違うんですか。

これは、そのお店屋さんで起こった発言というけれど、ひょっとしたら他の店でも、他の地域社会の中でも同様のことを彼は発言しているかも知れない。差別を拡散しているかも知れない。

そういう前提でやるときに、そのことを許さない[ ]職員としてどう対応するのか、[ ]はどうあるべきか、このことをしっかりテーマにしなが研修すべきではないんですか。それが、先ほどの研修結果の中で見えないから、質問したわけ。そこに踏み込まないとね、研修が空しい。形だけの、言い訳だけの研修にしか終わらない。具体的な事例が出た時こそ、それをテーマにして検証していくことによって、研修そのものが生きてくるんですよこれ。

（飯田人権室長）

[ ]の対応ですが、昨年度はですね、[ ]職員の研修をまずやりなさいと、県が指導して、それに従って[ ]は実施したということですが、[ ]は、今年度はですね、自ら「人権教育指導者研修会」ということで、11月下旬に生涯学習課が担当課になるんですが、学校の先生、[ ]の職員、社会教育団体指導者等を対象とした同和問題の研修会を自ら実施するというであります。

それからですね、昨年とはどちらかという県の事業として研修会を[ ]内で実施したわけですが、今年度も、昨年度やりました「人権啓発講演と映画の会」それから「人権教育・啓発講師および事業所人権啓発責任者研修会」の2つの研修会を・

[ ]その事件をはずして、研修にはならんやろ。具体的に起こっている事件の話をしてこそ、研修効果を生むけども、それをはずして一般論を積み上げて研修にはならんやろ。

[ ]啓発するにしても、研修するにしても、[ ]が部落差別についてどういう姿勢で行うの

か、どういう立場に立っているのかということが一番大事なことやこれ。そうすると、さっきから、こちらから言っているけど、結局のところ「あんまり言うてくれるな、してくれな」ということを前提にした立場でしか啓発されていないんでしょ。

そうすると、ほんまに行政の責任として、また一人の市民として、部落差別をどうするのかということを経括するのかということ、しない。一番基本的な部分が明らかにされないということやわな。そのことは一番大事なことや。

そのことを前提に、じゃあなくすためにどうするのかという取組みが始まるわけで、最初の時点の問題としていうてるのは、結局言っていることは、そういうのが表に出たときに、いまの状況やったら、地区民からしてみたら行政が自分たちの人権を守ってくれない、かえて（同和問題の教育・啓発）することによって、人権が侵害されるん違うんかという恐れを抱いているのかもわからんな。

それが、行政が全く信用されていないということやし、今まで全く何の義務もやってこなかったということではあるよ。

だからこそ、この事件を通してとして、また県としてどういう姿勢に立つのかということが、厳しく問われる。そのことが見えて来いへんと我々は言うてるわけ、さっきから。

あのね、先ほどから話を聞いておると、における市民団体やとか事業所の研修というのは、2回程度やね。それが、飯田室長が講師になって講演をされた、事業所については、ということ、の人達がやってくれるなということは、結局は隠れ蓑にしているような感じをするんですわ。そのことを隠れ蓑にして、2回ぐらいのことなら、県として人権啓発や研修についてやったんなら、こういう趣旨で、こういう資料を使って、こういう方法でやって、そしてどういう反応が出てきたのかアンケートを、事業所といっても何百も集まっているわけやない、だから全部にアンケートを取って、そして、本当に人権教育がいらんとあなた（受講者）自身が考えたら、アンケートを基にしてですよ、テレビを見ていると、このごろ国家は、すべて何かを言うたら即座にアンケートを、に考えを聞いて、そして方向性を見出しておるんですよ。なんた何や、1行にもならんとところに、ちょこっと平成22年3月何日に何をやった、そんなもんで、われわれ自身も初めて見せてもらって、話を聞かせてもらって、全く何もわかりません、やっておられることが。だから、2つぐらいなら、)ではこういう話をやって、参加者はこういう意見を持っていた、そういうものを全部調べ上げて資料として出してくれるならまだ、の人達はこういうことについては反対)やと分かりますけどね、今言っておられるのは、噂で聞いておられるだけのことなんです。何にも実態的な資料がなしに、地区の人はそういうことをあまり望んだらんのや、それはあんたの考えだけで、その人たちが、区長さんも何かそういうことを言うたららしいけど、地区民みんながそうやということ、全然違うと思うんですわ。僕は、1回で講演会をやったと聞いたもんで、何回かやっておられると思ったんですが、1回だけやられたと

いうわけなんですわ。

だから、人権教育や人権啓発がいかに大事やって国の責務や、自治体の責務や、そういうふうに言われている中で、やっぱり何か真剣にやってみて、アンケートを取ってみて、そして来年度の方向性はそこから見出していかなあかんと思うんです。

室長さんすんません。ご本人さんに会って聞いてくれているんですよ、差別発言を受けた。

(飯田人権室長)

はい。

それで、「も言うてくれるな」、「(加害者)本人にも言うてくれるな」って聞いたわけですか。それはいつの話ですか。

(飯田人権室長)

その確認につきましては、同盟の県連の皆さんと同時に聞かせていただいております。

それはいつですか。初めて会ったときに聞いたんですか。

(飯田人権室長)

そうです。

それで、もうええねんて言わはったんですか。

ひどい差別発言を自分の経営している店で、客と経営者やから立場が弱いんね。ひどいこと言われているわけでしょ。四つや、エタのって。直接その人達が部落出身かどうか、本人が分かっていたかどうかはありますけど、わかっていたら更にひどい発言なわけでしょ。

そんなことを言われたわけやけど、商売上そこでやいのやいの言われへんから、思い余って相談したわけでしょ。でも、は頼りになれへんし、こんなしんどいとこやし、市にも県にも本人にも商売柄言われへん、言わんといてって言ってるわけでしょ。

でも、もうええねんておっしゃっているわけですか。

(飯田人権室長)

これは、確認させていただいたのは、21年の3月30日に被害に遭われた方と、県

と、県連の方から [ ]、 [ ]、 [ ] でですね、確認というか話し合いをさせていただきました。被害者2人と話し合いして、2人の意向は次のとおり確認したところでございます。

1点目は、 [ ] 身近な存在であるので、 [ ] とは接触したくない。また、県が [ ] に対してこのことをきっかけとして人権教育・啓発を働きかけることも止めてほしい。一般的に、県が全市町に対して人権教育・啓発に力を入れるよう働きかけ、その中で [ ] が、自ら教育・啓発に取り組むことはよいことだと思う。

2点目でございますが、県等による加害者への確認は止めてほしい。それよりも、差別発言を行った背景となっている、 [ ] に対する啓発に力を入れてほしい。その中で、自分たちが特定できないような、配慮の上で、県内の企業関係者が飲食店でこのような差別発言を行う事実があったことを言ってもらって構わない。

3点目でございますが、県が行う研修会等において、今回のことを事例としてあいさつに使う場合は、自分たちが特定できないことはもちろんのこと、 [ ] で起こったことも分からないように使ってもらおうようであれば構わない。

こういうご意向でございました。

[ ] その話を聞いていて、決して本人が「言うてくれるな」なんて言っていないと違うの。

どこで差別事件が起こっても、 [ ] でもそうなんやし、 [ ] でもそうなんだけど、自分が世間に特定されて、『私が言いましたんや』とか『私が提起した』とかは、あんまり言わんとってくれ』とかいう話はどこにでもあるわけ。それはいわゆるパッシングな話や。その人は、決して「差別されてもいい」なんてことは言っていない。「差別をなくしてくれ」と言っているわけやろ。ただし、「自分が問題提起した」とか、そう言う自分自身がパッシングを受けてしまうんじゃないかとか不安感が常に付きまとっているからそういう言い方をしているだけで、本質的には、別にその人があんまり言うてくれるなと言っているわけじゃないということをしっかり（認識）しなきゃいかん。

(飯田人権室長)

おっしゃるとおりだと思います。それで、ご本人さんのご意向も踏まえまして、 [ ] には言わなければならない、 [ ] には申し上げたわけです。

研修会等をやらせていただいているんですが、研修会等においては、必ずあいさつで、福井県内の飲食店でこういう大変問題となる差別事件があったというようなことを申し上げて、まだまだ県内であるんだから、真剣にこの話を聞いてほしいということをお願いの中で申し上げて、研修に入っていくということでございます。それで、

[ ] すいませんが、話途中で止めますけど、3月30日と言われましたが、1月の24日

にも本人さんと会っていませんが、 [ ] で。

ご本人さんとは会ってはいないんですか。

24日に [ ]、加害者を入れて確認したいと、確認会しようというて、意思一致してませんか。

(飯田人権室長)

1月24日につきましては、県連さんの方で確認されているのかも知れませんが、私どもが県連さんに何回か、

[ ] 来ていただいているようなんですけど、それはいいです、じゃあ、

(飯田人権室長)

県連さんに行って、話し合いを持たせていただいているのかもしれませんが。県連さんからも、どう啓発していくのかということ、そういう宿題もいただいておりますので、そういうことも含めて、ご相談、ご協議をさせていただいたのかも知れませんが、

[ ] 本人に対して、加害者に対してアプローチしないっていうのは、事件があったって分かっているのに、そういうのってありなんですか。

言うた人目の前にいてるんでしょ。名前も、面も割れていて、確かにひどいこと言うたって分かっているわけでしょう。「特定してほしくない」、「私が言った」って言わんといてくれ」って、そりゃあ気持ちとして分かってもらえると思うんですけど、じゃあそれをうまいことオブラートかけて、あんた飲み屋でこんなこと言うてへんかったかって、別にその店でなくても、あっちこっちと言うて回っているわけなんやから、カモかけて言うたっていいわけでしょう。

実は、あんたみたいなのがこう言うていたって告発があるんやけどって言うて、それはこれこれこの店や言うて違う店言うてくれたらいいわけですよ。ね。

やあ、飲んでたことやから、そんなんこと言うたかどうかわからへんやとか、いろいろ出てくると思いますけど。

そりゃあ、本人が、加害者と接触してくれるないうたからできへんかったんですよ。

(飯田人権室長)

それにつきましては、ご本人がそういうご意向でございましたので、やはり本人のご意向を踏まえるということは、一番大事なことでございますので、私どもとしては今のようになささせていただきましたし、県連さんとも色々相談させていただいた。

思うのはやな、どこで起こってもそんなやけど、直接顔見せて対峙するって話もしんどいし、「私が言いました」という話もしんどいわけや。ところが、そこでや、加害者をどう変えていくのかって、あんたんとこ自身が、全体に対する啓発も大事だけでも、加害者に対してどうするのかってことやな。

この人は、どう変えていけるというか、変えていかなあかんのや。そうやろ。差別発言やった人、あんたらがその人をどう変えていくのかといった作業が全くなくなってしまう。

多分、今までそんなもんは、わあわあ言われて・

あのね、最初に我々が、差別された本人と話をしたときに、是非それ（加害者へ確認会）をやしてほしいという話しやった。そんなん中で、やっぱり相手からの、本人のいうことも聞かなと、最初の2回の話し合いでは、差別された本人には、「もうこんなは、耐えられん」と「何とかやってくれ」と、遠いところまで、それだけ思いが強かったわけや、それで、あんたの話（加害者とは会いたくない）はよくわかる、それでもこれは差別事件だから、相手の方も一緒やから（確認会に）出てくれるかという話をした。最初はその気になったのやけど、いろいろ何回も話をしていくときに、やっぱり、今までで初めての経験やったから、段々、自分が表に出ていくと地域の中でも分かってくると、そういうことが段々怖くなってくる。そういうことで、最終的にそういうことになって、あんたが今言った、されてもらっては困ると。その中で、にはそういうこと（啓発）はやってほしいとは言ってるんや。

それはそれで、しっかり受け止めなあかんやろ。だから今、本人がどうあろうとも、これは行政の責任やから、が協力するというのは、それはおかしい。が主体にならんたらあかん。そこにもっていかなあかん。なんぼ県がやったってな。が主体的に、あらゆる手を使ってに、特に企業の人々の発言やから、企業をどうしていくか、1年間に、相当馬力かけていかなんたらあかん。いっぺん話をしたかも知らんけど、そんなもんで全然だめや。そんなもん、1年か2年できちっと全部やるというような気持ちがなかったら、全然回復せん。だから、君らな、このままでいくと、二州の人たちがやで、今あの人たちと同じ立場に置かれているわけや。みんな寝た子を起こすなど。それがいつまでも、ずうっと続くわけや。がやな、これは言うてもいいと思うが、公務員やがな。ちょうどその中でばれてきたときに、どうするかと、皆さん信用していただけるか、教員やがな。そうすると、その立場がどうなるのか。本人も来ておった、そのが。心配していたがな、その噂を。それからなぜか変わって、おかしくなったんや。

そういう人をあんた放っておくのか。君らわからんさかい、辛さも何もわからんのや。その人が、これから何年も、永久に近いぐらいみじめな思いをして、つらい思いをして過ごしていくのをどないするんや。

は、原発関連のいろんな企業が、相当数占めていると思うんですよ。多分このお店屋さんも、飲食関係やられている関係で、やっぱりその関係者も結構出入りされていると思うんや。今回、本人に、差別をした人間に、この事件を質す訴えをすれば、間違いなしに同僚や人達に伝わっていくだろうと、あの店で変なことしゃべったら、行政に言われるという噂が立って店にも人が寄り付かなくなるかもしれない。ましてや今、子どもの問題も出ましたし、まさに差別をされながら、そのことを訴えていこうとすれば自らが直接的な被害を受けるという構図なんですよな。

そこはそこで、県連も入って、そういう理解もしながら、対応してきたと思うけども、私は、そういうことに乗じて対応をこまねいている、とどまっている、これは許せないことや、行政も。裏を返せば、行政に信頼がないわけですよ。行政が守ってくれないわけですよ。訴えても、行政が。私たちが差別されて、悔しい思いをして、訴えても、結局のところは行政は守ってくれない。結局のところは私達の商売がぼしゃって、成り立たなくなると、地域社会の中にいられなくなる、こういう図式を差別されている側も感じるんです。敏感に。これを裏返して言えば、行政がいかに、市民の信頼をなくしているかという、裏返しなんです。の信頼を勝ち得てもらいたい。そういうこそ守っていかなければならないわけですよ。どうするの、守るためには、再び起こらない取り組みをしていかなければ、再びも三度も起こるわけよ、こんな事件が。そのことを提起しているわけですよ、今。

先程の話の中でも、中でも同和問題の研修もしてもらいたい、こういう意見もありましたよね。されましたか。

（飯田人権室長）

はい、私ども嶺南地域で研修会で行っているんですけど、やっているのは「人権指導者研修会」を21年度であれば6月16日、6月17日に行っておりますし、

何人来たんですか、関係者が。

（飯田人権室長）

40人ぐらいです。

何人ぐらいいるんですか、総従業員は。まあ、があつて、ずうっと関連企業がいっぱいあると思うやけど、総勢どのくらいいるんですか、人数は。ざっとで。

(飯田人権室長)

それは、ちょっと把握していません。

何百人、何千人といるんですか。

(飯田人権室長)

何百人かはいらっしゃると思うんですけど、人権啓発の責任者を中心として来ていただいておりますが、「人権指導者研修会」の2回の研修会、それから先ほど申しました「人権啓発講演と映画の会」、それからもう1つは「事業所人権啓発責任者研修会」がありまして、ここにですね、[redacted]に働きかけまして、そこを通じて、協力企業の参加者を取りまとめるよう依頼をしまして、同和問題の研修に参加していただいているところでございます。

今回の発言者は、[redacted]さんということでしたよね。

[redacted]は、私達の、人企連の会員でもありますし、私もそこで問題提起しようかと思っ

ているんですけどね、その辺りのきめの細かい研修体制というものをしっかりつくって

らわなあかんわ。

それと、[redacted]の職員を中心とした、行政が、この事実をしっかり受け止めながら、[redacted]の中に被差別部落の存在があって、今なおそこが差別の対象とされているという実態に根差した、その解決のための研修を実施すべきである。そして同時に、[redacted]民に対しても、まあ言えば、表面上は差別はない、寝た子を起こすなど言っているが、しかし、一皮むいてそれぞれの本音に迫ったら間違いなく差別はごろごろしてますわ、これ。そういう実態に踏み込んだ研修をしていかない限り、そこに踏み込んで(差別を)許さない研修をしていかない限り、変わってきません。結局のところ、差別を受けた者が泣き寝入りをしなければならない、これでは解決の方法がない、このことあなた方がよしとするのかや。そんでいいんやと言うのか、あんたらが。

何十年、何百年続いた差別の行動をね、今も続いている差別の行動を行政は良しとするのかということをおま問われているわけですよ。

ちょっと、[redacted]その辺りを真剣にね、確かに起こったのは[redacted]でやけど、県がしっかりと自らの課題という視点で、[redacted]と一体になって、克服のためのカリキュラムを1回示してください。

(小竹健康福祉部長)

今、[redacted]の方からお答えしましたけれども、[redacted]の差別事件が起こりました以降、これがいわゆる氷山の一角といったらおかしいですけど、こういった、未だにそういった人権の侵害といった事件が起こっているということで、そういう問題意識のもとに、

それ以降、いろんな、たとえば研修会でのあいさつといった、いろんなところで、冒頭で、今こういったことが起こっていて、そういったことについては、私どもも危機感と

いいますか、こういった問題が現在の差別の一つの現れであると、こういった問題意識

です。それ以降、いろんな、たとえば研修会でのあいさつといった、いろんなところで、冒頭で、今こういったことが起こっていて、そういったことについては、私どもも危機感と

いいますか、こういった問題が現在の差別の一つの現れであると、こういった問題意識

です。それで、確かに今おっしゃるように、もう一步踏み込んでという、その必要性について、今ご指摘をいただいておりますけども、そういった意識がないわけではなかったわけではございますが、ご本人さんのこと、また県連とお話ししながらですね、何が一番必要かということで、[redacted]も話をしてきたわけではございますが、今ご指摘のこともございますので、もう一度、もちろん[redacted]だけの問題ではございませんけど、まずは[redacted]方で主体的に取り組んでいただくこと、そして私どもが、普及啓発の中です、いろんな企業への、そういう機会もございまして、そういったところで、こういった

(小竹健康福祉部長)

今おっしゃるとおり、全て行政からのアプローチといえますか、そういったことだけが重要というのではございませんので、まずはそれぞれの主体、企業それぞれが主体的に取り組んでいただく、の中でこそ、さらに普及啓発の実行がなる、こういうことでございますので、今のそういったご提案につきまして、しっかり取り組みさせていただきたいと思っております。

こればかりやってるわけにもいかないので、・・・それではまとめ、この問題のことは部長に答えたのをしっかりやってもらおうと。もう一つ、が主体的に動かなあかん。はいつも受身や。

も呼んでやろう。

呼んでこなあかんがな、君ら。呼んできて話しせなあかん。君らに話して十分やと思うんならやってくれなあかん。それ一つ約束してよ。の言うたこと約束する。それともう一個、が主体となるような研修、啓発すると。それが一番差し迫った問題や。君らそんなことないけどやな。それこそほんまにじーっと・・・自由がないんや。結婚したら・・・やろ？それが・・・やから何とか早くもっと楽にしてやらなあかん。緊急性があるんやこれは。もうちょっと切迫した感じで受け取ってくれんとあかん。ほな次。

(司会)

はい、どうもありがとうございます。この間少し休憩時間をとらせていただきます。あそこの丸い時計で40分から開始いたします。次はその次から3番4番5番の項目を県のほうからご説明いただいて、質疑に入りたいと思っております。では、暫時休憩いたします。

( 休 憩 )

(司会)

ただいまより、先ほど申しましたように3番目の結婚相談所の件、4番目の公正採用の問題、5番目の人権意識調査について県側よりご回答いただけます。よろしくお願いいたします。

いたします。

(持田子ども家庭課長)

それでは、3番目の結婚相談所について説明させていただきます。結婚相談所の相談申し込みにおける申込書や相談カードなどの記載内容につきましては、昨年の懇談会以降、福井県と福井県連さんとの間で勉強会を通じまして議論をさせていただいております。また、今年に入りまして4月12日の部落解放同盟福井県連との議論をふまえて5月から福井県婦人福祉協議会および福井農林水産支援センターに出向きまして、平成9年3月28日付けの全国社会福祉協議会事務局長通知で示されました結婚相談カード記入事項参考例6項目を基本といたしまして意見交換、協議を行ってまいったところでございます。その結果、申込書等につきまして前述の通知の記入事項参考例6項目で実施することとなり、現在、具体的な様式を定めるための調整を行っているところでございます。よろしくお願いいたします。

(中谷教育庁企画幹)

次に4番、公正採用問題についてでございます。公正採用につきましては選考チェック表および調査マニュアル、これにより状況把握をしているのですけれども、21年度の不適切事象の件数並びに違反事業所への指導、啓発の内容についてでございます。

平成19年7月4日に開催された「厚生労働省通達に基づく就職差別撤廃に向けた学習会」の結果に基づきまして「公正採用選考チェック表」の内容を修正し、また、公正採用に係る調査マニュアルを明確化したうえで採用試験を受けた生徒全員が記入した「公正採用選考に係る受験報告書」をすべて公正採用選考関係機関連絡会議、これは平成13年に設置されましたが、に提出をしているところでございます。

平成21年度の調査の結果といたしましては県内企業で121件の不適切事象がございました。県では、これまで企業向け啓発リーフレットを作成し、各高等学校から事業所等へ求人や応募の際に配布しています。また、「公正採用選考関係機関連絡会議」に福井労働局の担当職員にも参加してもらいまして不適切事業のあった事業の指導を依頼しているところでございます。

労働局といたしましては関係ハローワークを通じてこれらの企業に対し個別訪問により公正な採用選考を行うよう指導しております。特に家族に関する不適切な質問、これが多いためこれらの改善を重点的に行っているところでございます。

(柿木地域福祉課長)

5の県が実施いたしました人権意識調査についてですが、同和問題に関する意識については既婚者に対しまして「お子さんの結婚しようとする相手が同和地区の人であるとわかった場合にどのようにするか」と尋ねましたところ、「親としては反対するが、子どもの意思が強ければしかたがない」これが13年度の49.3%から今回は49.4%に、「子どもの意思を尊重する。親が口だしすべきではない」が同じく36.4%から39.5%、「家



族や親戚の反対があれば認めない」が7.9%から6.0%、「絶対に結婚を認めない」6.4%から5.1%となってございます。

また、未婚者に対して「同和地区の人と恋愛し、結婚しようとしたとき、親や親戚から反対を受けた場合にどのようにするか」を尋ねましたところ、「親の説得に全力を傾けたのちに自分の意思を貫いて結婚する」56.7%から69.6%、「自分の意思を貫いて結婚する」22.4%が25.0%、「家族や親戚の反対があれば結婚しない」17.9%が5.4%、「絶対に結婚しない」3%から0%になってございます。

以上のことから同和問題に関する意識につきましては平成13年度の調査結果と比較しまして、差別意識は着実に解消傾向を示しているというふうと考えております。

しかし、今なお強い差別意識が存在することも事実でありますので、この調査結果を踏まえまして、今後とも差別意識の解消に向けて教育・啓発を推進していきたいと考えております。以上でございます。

(司会)

はい、どうもありがとうございました。では、ただいまより質疑に入りたいと思います。

前回とくらべて前向きな回答が得られたんですけども、あまりの気の変りょうなのでちょっと驚いているのですけれども、その間のいきさつなども聞かせていただきたいし、それから実際に相談する係は何人おられるのか、その人たちへの周知徹底はどのようにされているのか示してもらいたい。

(持田子ども家庭課長)

それでは、まずどういう経緯で6項目になったかということにつきましては、4月12日の懇談会の中でいろいろとご意見を賜りましてそれを踏まえまして早速、県の婦人福祉協議会へ赴きまして会長と話をさせていただきました。それからその後5月に入りまして理事会がございました。これは各地区12地区相談所が県内にございまして、さらに12地区の中に会場が地区によって1会場から最大で4～5会場を持っている地区がございまして、基本的には12地区ですね。12地区の代表の理事が集まる理事会で説明をさせていただきました。説明の内容は平成9年の3月28日の全社協の方から出ております結婚相談事業における基本的人権の尊重およびプライバシーの保護ということでのこの通知、趣旨、この通知文をですね出席された全員に配布いたしまして、さらにこの中身につきまして再度説明をさせていただきました。

それから、その後ですね、理事会後におきましては12地区の各地区にうちの県の、私も参りましたけれども、人権室長も参っておりますけれども各地区の相談所の方へ赴きまして5月から8月までですね日程等調整いたしまして、直接地区へ赴きまして、そこに相談員さんにお集りいただきまして、また同じように通知のコピーを配布いたしま

して説明をさせていただいたところでございます。それとあと農林水産支援センターにもこちらの農林水産振興課と人権室の方も参りまして説明に参ったところでございます。ということでそういったことを踏まえまして意見といたしましては6項目でやるというのが基本的人権の尊重ということで非常に重要なことであるというご意見をいただいた相談員の方もおられました。

ただ、今までの様式よりだいぶ変わりますので、そこらへん戸惑いがあったようでございますけれども今後6項目を中心として使いやすいような様式で整えていきたいなと考えております。相談員さんは県内に200名おりまして、農林水産支援センターは40人おります。合計で240人相談員がいるという状況でございます。それから基本的に現地に参って通知の趣旨を説明したのでほとんど相談員さんには周知徹底が図られているのではないかなというふう考えております。

我々が問題提起をさせていただいて2年かかったわけですね。それで今年の4月に新様式の、まあ一番最初の様式があってそして4月に新様式をみなさん我々に説明されました。その新様式の説明の中では依然として相手方の体重の問題や血液型の問題やさらには家族の生年月日やさまざまないわゆる6項目以外の項目が依然として載っておったわけでありまして。強く我々も指摘したのですが、やはりさまざまな情報を相談員が持ち得ないとなかなか成果が上がってこない、そういう話に相当終始されました。皆さんの方が。

我々にすればいわゆる相談する以前に振り落とされるのではないかと、例えば家族に身体的、精神的障害を持っておたら、その段階で振り落とされるのではないかと、親の生活が、職業が、これだけで振り落とされるのではないかと、こういう指摘もさせていただきました。まあもちろん皆さんもあとでいろいろ議論されて我々が指摘した全社協の6項目に戻ってきたと思うんですが、問題はやっぱり一定の期間出てる。すぐさま、いつから実施されるのかこれが、それぞれの事業所で。これもあんまり時間おいたらあかんよ。もう相当時間おいてきたんやから。すぐ実施してもらいたい。それが1つと、全社協の趣旨だけの説明ですね、相談員には、やはりそのことによって起こる様々な差別の実態の問題やそういうこともしっかり理解してもらいたい。そうしないと、ただ言ったらあかんよ、そういうこと聞いたらダメよというだけの対応ではダメですからね。そのあたりがしっかりと相談員の方に理解されるような取り組みもお願いしたい。それとよくある話で、書類は全社協の6項目やと、実は別に相談員カードがありまして皆さんの情報をもっと集積しないと、集積することによってより確実にパートナーを見つけますと。こんなまだ二重三重の書類を作っているところも実はあったんですよ。建前は全社協の書類やと、しかし現場ではより成果を重んじるために別の様式があって情報を集積しているという実態もありました。このあたりはやっぱりしっかりチェックをしながら統一規格でどの相談所のどの相談員に相談されても統一規格で対応されることをお願いしたい。そのことも含めてどうですか。

(持田子ども家庭課長)

相談員の人權研修はやってまいりたいと思っておりますし、さらに様式は当然統一した規格は大事ではないかなと思う。どの相談所に行っても同じ相談を受けられるということが非常に重要ではないかと考えておりますので、早急に統一した様式を作りまじて、相談員全員に周知徹底を図ってまいりたいと考えています。

いつごろですか？

(持田子ども家庭課長)

年内に、また各地区へずっとまわって参りたいと思っておりますので、膝を突き合わせて相談員の方々にきめ細かく説明をしようと思っております。中には高齢の方もおられますので、周知徹底を図ってまいりたいと思っております。

あのね、心配するのは残念ながら福井の県民意識としてまだまだ差別的な意識が根強く私は存在していると思う。例えば相談者の中で私は結婚の相談をしたいし、申込みをしたい、こういう方が窓口に来られてですよ、相手方に同和地区の人やったら困る、家族に障害を持っている人は紹介しないで欲しい、こんなことを言われたらどう対応するんですか。

中には私のパートナーは同和地区の人でない人を紹介してもらいたい、ね、家族のお父さんお母さんの高学歴の人を紹介してもらいたい、在日の人や家族に障害を持っている人は困ります、こういう相談に来られたらどうします？そういう希望をもって結婚相談所に来られた人があったとしたらどうしますかと聞いているんや。そういうニーズがある方がいるわけや。どうしますか？相談所の相談員さんは。

(持田子ども家庭課長)

基本的にはそういうことで結婚が左右されるのはおかしな話ですので、こういった方にはですね、その旨ちゃんと話をさせていただきたいなというふうに思っております。

そうでしょ。しかし、今も直近までそういうニーズにあなた方は、あなた方の相談員さんはしっかりと答えてより詳細な情報を集積をしながらパートナーを探す取り組みをしておられたんですよ。我々は前回もそれが差別行政であり、同じ県民でありながら県民の中に分断と差別を持ち込むのかということで指摘をさせていただきました。しかしあなたがたはニーズがあるからとかそういう要望があるというだけで対応されてきたんですよ。今まあ違う答え言われたけれど、まだ直近まで今もされているかもわから

んけれども。ね、このあたりしっかりと相談員に周知徹底されるようにね、残念ながら240人おられると成果を重んじられて自分は、例えば私が相談員とすればですよ、自分は成果をあげていきたい、誰よりも成果をあげながら多くの成果をあげていきたい、成果をあげるためにはより詳細な個人の情報を集積して、集めて、そして相手の情報も集めてそしてそのことをあわせながら成果をあげていきたいという人がおられるかもわからん。そうでしょ？そのあたりの説得も含めた学習を積み上げてもらわなあかん。だから私は行政がそういう事業に加担するという、そういう事業を支援することは県民一人一人に分断と差別を持ち込んでではない。障害をもっておられようが、親の学力がなかろうが家庭環境は別にして本人の能力、適正というもののみに、これは後の公正な採用選考の問題にもつながってくる話ですけども、行政がやっぱりそこに関わるということは一定の基準までしか聞けない、個人情報保護という観点、基本的人権を守っていくんだ、それぞれにすべての人に基本的人権があるんだという視点で対応すればですね、おのずとやっぱりそこに帰ってくるんですよ。残念ながら4月の議論は噛み合いませんでしたけれども、我々は強く求めたけれども。だから1日も早く相談員さんにその趣旨と理解をされて行動できる状況を作ってもらいたいし、年内と言われましたけれども、それまでどれだけ相談員さんの研修を積み上げていかれるのかね、240人いっぺんにやってもなかなかみなさんに頭に入らないだろうからそれぞれの事業所単位にされるのか分かりませんが、そこらへんの計画も含めて一回示してください。どうですか？

(持田子ども家庭課長)

基本的には各地区、それと農林水産支援センター、そちらのほうへも出向いて説明をしてみたいという具合に思っております。その中で今おっしゃられたことも含めまして説明をしてみたいなと考えております。

理事会とかなんかあるんやな。その人らは理解しとると思うけどな。その人らがもっと主体的に、これが世の流れやということで相談員の人にしっかりとがんばってもらうように。時代遅れやと考えてもあかんて。

ぜひ240人の相談員さんの考えをひっくり返すような啓発の計画なりをの方から話ありましたようにちゃんと立てた上で、マッチングというもののたて方からすると絶対インフレになっていくんですよ。あれも欲しいこれも欲しい、これはいらんあれはいらん言うて、そうやって人を引っ付けることを行政がやったらあかんというのが分かってるんやったら、違う方法論でどうやって結婚を推進していくかというもののたて方を240人の相談員さんの口から出してもらえような、福井から新しい結婚相談事業のあり方の1つのケースを作っていくんや、というくらいのお話をこの際ががんばってや



てほしいんですわ。どこまでいったって、別居でないとかかんとか背は何センチ以上やとかそんな話が絶対出てくるんやわ。この中に必ず部落の人は嫌やとか朝鮮人は嫌やとか出てくるんですわ。それはそれで個人の主義主張やからそこまで行政がどうこうせいとは言いませんけども、それを前提に結婚をマッチングしてたらあかんいう話ですよ。だからこそ、せつかくそれを6項目に、それしか情報をとらへんと他に個人カードも何もとらへんというふうに徹底できるんやったら、その上で結婚相談を進めていくやり方がないのかと。そんなん手足縛られたら相談事業なんてできへんわいと相談員さんがおっしゃるなら、この際やめていくのも手やと思うんです。そりゃ知事がうんと言わへんかもしれませんがね。

やっぱり以前からウチの方から言うてるとおりね、行政がそういうところにまで介入することが、行政のいわゆる役割としてどうかということも含めて研究してきたわけやな。結婚相談というのはどこまでいってもね、6項目といえどもいろんな問題がまた発生すると思う。例えば出会いの場とかね、その程度の役割でしか行政は果たすことできへんのとちゃうかと思う。全体として必要なのは啓発を強化するということやね。

#### (小竹健康福祉部長)

ご承知のように今少子化ということで、日本の国をあげて少子化対策ということでいろんな、子ども手当も含めまして取り組んでいるところでございますけれども、その中でやはり、どうしても結婚というそういった問題が出てくるわけでございます。県としては基本的には今おっしゃられました出会いの場、まずは直接、結婚を意識しなくても男性女性がいろんな知り合うきっかけを作ってますね、そこからそれぞれのご本人の意思で、結婚ということにつながればいいなということで、そういう側面からですね、取り組んでもおります。いろんな市町の協力も得ながら、また、民間のそういった募集をいたしましていろんなイベントとかそういった中で企画を立てていただいて、そしてその中で出会いの場をできるだけ多く作っていただいてですね、その中から、そこで知り合っていていただいて、まあ後はご本人同士いろんなお話しをしていただいて結婚へ繋がってほしいなと、実際そういったこともやっているところでございます。一方で今、今回6項目ということで結婚相談という、直接、昔でいうと仲人さんとかそういった形になるのかと思うんですけれども、まあそういったお世話をさせていただく、そういったことも必要というか、そういった点からも結婚といいますか、婚活といいますかそういったところも考えたいということでやっているところでございまして、決してマッチングだけ、結婚相談だけが県が今やってるわけではございませんので、そこらへんはですね、バランスとりながら、ただ、今、実際にそういう出会いの場といいますか、そういったことをなかなか今、昔と違いまして仕事も忙しいですし、もちろん男性も女性も少なくなってくる、そういう中でですね出会いの場が少なくなってきていて、それを何とか行政といいますか、そういったところが少し仲立ちしていただければというニーズ

があることも事実でございますので、そこらへんは十分、個人の人権、そういったことの侵害がですね、起きないように、また、今言われました差別とかそういったことが起きない、起こさないということを前提にですね、そういうニーズには私どもとしては答えていきたいとこのように思っているとところでございます。

今部長さんがおっしゃった少子化対策と結婚相談事業はちょっと無理があると思うので、また考えてもらったらいいと思うのですが、若干確認したいことと今まで出てなかった要請事項がいくつかあります。まず確認したいことは回答書の中に現在調整しているんだと、具体的な様式を定めるための調整を行っているとありますが、調整というのはどこと誰と誰が調整されているのかということを確認したいことと、現在使われている様式はどの様式が使われているのか、実は去年の県との話し合いの中でいったん見直したというものを提示されて、そこに問題ありますよということでした。で、見直したものを再度今年3月に見せていただいたときにも再度問題があって今日もう一回調整しているという話なのですが、現在はどの様式のものが使われているかということ、それといろんな提出書類を出されていたということですね、相談申込書のほかに、その提出書類一式の見直しは今回かかっているのかどうか、この点をまずお答えをお願いしたい。それと要請事項ですけれども、そもそももとと去年の2月までどんな様式のものが使われていたのかということについてから人権室に再三催促をしています。実際ないのですか？去年の2月まで使っていたものがオリジナル版だと思うんです。そして去年の夏に一次改訂版、今年3月に二次改訂版が出てくると思うんですが、相談員さんにいろいろ検証していると、趣旨の徹底を図るとおっしゃっているときにはもともと使われていたもののここが問題だったんだということを個別に学習教材にしていかないと単に様式改めたら6項目にしました、これでいきましょうでは教訓にならないわけです。したがってもともと12箇所あるいは12地区あるいは水産支援センターの6箇所ですか、どんなものを使ってどこに個別に問題があったのかということぜひ学習をして欲しい、我々にも示して欲しいと思います。これが1点目の要請事項です。2点目は先ほど話の中にもありましたが、成果をあげようとするれば、やっぱりもともとやっていた相談事業の形に近くなるわけです。いわゆる裏のあるいは表に出ない相談シートが出てくる。これは具体的にどうやって検証していくのか、今後様式を6項目に改めた以降ですね。元に戻らない、そういうしくみを作っておく必要があると思うんですね。どういうふうに検証していくのかということ。それから3点目は本当に前回の全社協が示している6項目でいいのかという検証もぜひやってほしいと思います。我々は解放同盟としての見解としては出してませんですけども、6項目でいいと言ったことは一度もないんです。だから6項目でいいのかどうかについてもですね、ぜひ検討して欲しい。それから要請事項ですけど、一次見直し、二次見直しをやってきた、これは皆さんの方で検討されたわけですね。でも、その検討にあたった職員の人権意識はどうなっていたのかという問題が残ってくるわけです。担当部署の方で2月

まで使われていたものを見直して、一次、二次と見直されたと思うのですが、その検討作業に当たっていたスタッフ、職員の人たちの人権意識はどうだったのか？6項目とのあまりにも大きなギャップがあると思うのですが、その辺はぜひやって欲しいと思う。それと最後ですけれども、実はこの事業については県の回答書の中でこの相談事業は相談員や県民から出会いの機会が欲しいという強い要望がある事項なんだということですから。そうすると県民に対して6項目にしましたよと、今までは細部にわたって血液型や家族構成やら年収やら聞いてたけどこれが人権上問題があったんだらうか、今後は少なくとも6項目にするんだということをお県民に具体的な事例を示して、県として県の機関がやっていたことに誤りがあったんだとちゃんと示して学習教材として県民に訴えていくということをお願いしたいと思います。以上です。

(持田子ども家庭課長)

1番目の具体的な調整をどうしているかですが、これはレイアウトをどういう形でやるのかということですね、それとあと6項目の記入例にも書いてありますように注意事項は空白でもいいというようなことを書いてあります。そういった記載事項もどこのところで書いた方がいいのかとかですね、写真を貼る場所とか、登録番号とか必要だと思いますので、そういったものをどうレイアウトでやっていくのかということをお今調整で図っているところです。意見を誰から聞いているかということですが、これは基本的には12地区と農林水産支援センターに参りまして、いちおう例を示しましてまた意見をもらってまたやりとりしながら最終的なものを作り上げていきたいと考えております。それから今現在どういう様式を使っているのかということですが、昨年の21年2月に一部の相談所におきまして、本人の住居の状況それから自己資産の記載があるところがありました。これが県内で2箇所、2会場ですね、先ほど言いましたように12地区あるのですが、各地区に会場が何箇所かに分かれているところもありますので、それを合計いたしますと県内で30箇所になります。そのうち、2箇所ですね、そういった記載のところがございます、こちらの方ですね、いちおう他で使っている様式と同じ形で書き換えをしたところがございます。それで、それ以降は同じ様式で今やっているんですけども、今年の4月12日にお示ししました旧様式と今度新たに変わりたいという様式をお示しましたが、そちらにつきましては、お示した4月12日に新しいものとしてお示した様式につきましては、新規に申し込まれた方についてはそれを今使わせてもらっています。ということで、今2つの様式、要するに4月12日以前は21年の昨年の2月に一部の相談所では記載事項が住居とかありましたが、それを取り除いた形で統一した様式になりましたので、それがまず使われているのと、それと4月12日以降に申込みがあった方につきましては、そのときお示した様式でいちおう申込みをしていただいているという状況です。それで、今回この6項目で新たな様式に統一させていただいた時点ではすべてそちらの方へ移行をしていきたいという具合に考えております。それから、要請事項につきましてはまた後ほどよろしいんでしょうか。以上なんですけれども、あっちいったりこっちい

たりして申し訳ございませんでしたけれども、以上のような状況で今やっております。

だからね、さっきも言っているように全社協が基本的人権の尊重やプライバシーの保護、この観点で6項目なんだと、これだけの理解ではダメですよと言っているんですよ、相談員さんが。今までは本当に詳細にわたって情報を集積してきたわけですよ。さっき言われたように個人の財産まで書きなさいと。集積してきたその第一線で対応をされた相談員さんがいわゆる基本的人権の尊重とプライバシーの保護で6項目だけになりましたという理解がダメですよと言っているわけですよ。なぜそうなのかということをしつかりと積み上げていかないとまた裏のカードが出ますよ。裏のカードが。そこなんです。これあるんです、だから。そういうところが、他県に。だから私は先ほど指摘をしたようにそのあたりの相談員さんの人権研修はしっかりと積み上げてほしいと、ね、そうでないと相談員さんががんばったあまりにいろんな情報を集積したとなってくるよ。またこれ大きな問題につながってきますから。そのあたりの事前の研修をしつかり積み上げながら年内に様式の調整を今やっていると、どういう欄枠で、どう配置でやっていこうという調整をしてるわけでしょう？それを年内に様式を固めて実施していきたいということですから、それと並行して240名の相談員さんの人権研修を、まさに人権の課題が中心にすえた相談員活動にならなければならない、だからそのために人権研修は同時にしっかりと積み上げながら実施できるようにお願いしたいと思います。

すみません、この「私の現在の状況」というのと「パートナーへの希望」というのは現行では使われているやつですよ？

(持田子ども家庭課長)

それ、4月12日にお渡しした新しい方ですね。使われております。

これは6項目に指定したから破棄、廃止されると考えたらいですか。

(持田子ども家庭課長)

はい、こちら6項目の新様式に移行したいと考えております。

だからそれが裏調査カードやったらあかんのですよ、わかっていますか？それが実は相談員が全部持っていたと。裏調査カードを持っていたと聞いたら問題になりますよ。そういう意味での研修の指摘をしてるんですよ。

変な話ね、6項目の最後に自己PRというのがあるんですけど、そこに相談員さんがね、あんたのことうやって細かく書いてくれてしてたわけでしょ。例えば最終学歴がどうやとか別居同居はどう思ってるとか相手にこんなこと望むとか自己PRにそれ書いておいてくれて相談員が現場で指導したらあかんわけでしょ。せっかく6項目にしても中身的に変わらへんってことでしょ。だからそういうことがないようにしっかり相談員さんに意識改革をお願いしたいということです。

とにかく裏情報を作らさんと。そのための研修をせんとやっぱり裏情報を作ってしまう。その点検をせなあかん。まあ、がんばっていただきたいんですけど。とにかく相談員240人の指導をしっかりやるということで。

実はその、みなさんにも言いますが公正採用の問題は福井県では公的機関で家族構成を求めていたという問題があって今問題になっています。次の福井県の意識調査と関連しているんですよ、今の結婚相談事業とも。要するに相手のことを根掘り葉掘り調べて相手を選ぼうとか採用かどうかを決めようとしている問題の一つです。私が確認したいのは通知の確認をまずしたいと思うんですけど、121件というのは1事業所という意味でしょうか。それから、分母、総数ですね、いくつのうちの121というふうに理解をした方がいいのか、できれば、件数というのは調査票の件数なのか事業所の実事業所数なのかという説明をいただきたい。それと、今日でなくても結構ですけども、違反事由別の事業所数、最後の方に特に家族に関する不適切な質問が多いとかいうのがありますが、どんなところでチェックかかっているのか違反事由別の事業所数のデータは関連に後で出して欲しいと思います。それとこの調査の中でもともと福井県で問題になった公的機関は含まれているのか、121じゃなくて分母の方にですね、分母全部で何社受けたのか分かりませんがもしあるいは何件の受験をされたのか分かりませんがこの調査には公的機関が含まれているものなのかどうか、もし含まれていないとすれば別数であるのかどうか。あと、4点目に聞きたいことは県外事業所数、福井県の高校生たちがすべて県内を受けることはないと思います。ここであがっているのは県内の企業が121件なのですから、福井県の調査の中で県外の実事業所数があがっているのかどうか、この4点をお聞かせ願いたいと思います。

(三足労働政策課長)

全体の企業数は今ちょっと調べさせていただきます。121件といえますのは県内事

業所で不適切な事象のあった件数でございます、企業数は74社で121件でございます。それと県外、それ以外にでございますけれども県外企業につきましては、7社で10件不適切な事例がございました。それと公的団体については問題はございませんでした。ちょっと今全体の数は調べさせていただきます。ちょっとお待ちください。

公的団体含んでるのかいな、分母の方に。

(三足労働政策課長)

はい、それも含めて調べます。

内訳は？去年の交渉で内訳もうちよっと示してくださいってお願いしませんでしたっけ？

(三足労働政策課長)

すみません、内訳につきましては今県外企業も含めて131件の不適切な事例がございまして、そのうち家族構成に関する質問が110件でございます。それから短所に関する質問が11件、愛読書に関する質問とか尊敬する人物に関する件数がそれぞれ3件、その他のもので4件、あわせて131件でございます。

ダブルヘッダーとかトリプルで違反しているところはないんですか？家族構成を聞き、短所を聞いたり、尊敬する人物を聞いて、3つ違反されてるという事業所はないんですか？複数違反の事業所はないんですか？

(三足労働政策課長)

複数の違反事例も中にはございます。

1社にいくつも質問してるのがあるわけでしょ？あともっと言ったら、例えば家族構成やけど、おたくのところの福井県の調査では例えば家族構成だけしか調査チェックリストないの？例えば家族の職業とか住所とかそういう項目はないの？

(三足労働政策課長)

家族の状況といたしましては職業とか健康、地位、学歴、収入・・・

そういうのを聞いているのは何社あるのかということのをそれを分析せなあかんやろ。単にざくっとに家族聞いてますっていうだけでなく、家族の職業を聞いているのか、学歴聞いているのか、そういうことも含めて分析しなかったら課題って見えてこんでしょ？あるいは住所について、本籍地についてどうなんですか。調査項目にあるんですか、ないんですか。

(三足労働政策課長)

住所につきましては本籍地とか出生地を聞かれたかどうか・・・

それはゼロなんですか？福井県は。

(三足労働政策課長)

ちょっと今細かいところまでの分析は集計しておりませんので。

何のための調査やってるんや。調査のための調査やったってしょうがないでしょ。このことを通じて企業の持っている差別的な体質が見えてくると違うの？だからさっき言おうと思ったんやけど、基本計画の中に7ページにあるんですよ、7ページいっぺん見て欲しいんやけどな、こういう表現してるんですよ。のね7ページの同和問題ね、においては同和問題に対する意識の希薄化により、意図せず公正採用上問題となることと表れた事例もあります、とこう書いてある。だからそのことも含めて自分たち企業が差別しているっていうこともそういう自覚もなく本籍地を聞いたり、家族構成を聞いたり、家族の職業を聞いたりして最終選考に臨んでるわけでしょ？そのことをきちっと分析しなかったら企業の体質って見えてこんやん。もっと言ったらそのことを県が把握してるんやったら、これ市町村別に分けてます？例えば74社の企業が例えば、何社あるのか、何社あるのか、で、そのことをは知っているのかどうか。そうしなかったら県がいくらそのことを集約したって、例えばの企業啓発の中にそのことが反映されへんやん。先ほどから1番最初の部分も含めて、今起きている具体的な実態を解説するため研修するわけでしょ。差別をなくすための研修、啓発をやるわけでしょ。そしたら具体的にも起きていることが、そういうさまざまな各市町村に知らなかったら企業啓発なんて進まんでしょ。そういう分析を当然今日の要求項目に出てるわけやから、あんたとこがそういう問題意識を持っているんやったら、少なくともそういう分析をしてなかったらウソでしょ。そしてそのことを通じて県としてどういう方針を出すかということになるんでしょ。教えてください。

(三足労働政策課長)

企業に対する指導、啓発につきましてはこの事例を各労働局を通じてハローワークに・・・

労働局にわしは言うてるのちがうよ。労働局については厚生労働省交渉でやるから。福井県として、ね、じゃあもう一度1番に戻りますよ、あんた。基本計画の中に企業啓発、企業に対して市町村はやると書いてあるんかい。少なくともあらゆる地域や企業も含めて学校の中で国が作ると同時にそれを受けて各都道府県はやらなあかんわけでしょ？そこでその都道府県がやるということを含めて各市町村でやる、だから1番目の要求項目の中に県が策定し、県内全ての市町村で同じような計画を作ってくださいとやったわけやんけ。じゃあ福井県の人権教育啓発や教育について企業が全部スプールするんかい。そういう計画なんですか。企業はこれは労働省やとなるんですか。もっと言ったら福井県は企業誘致とかいろいろするでしょ。企業の産業育成やったら国で言うたら経済産業省でしょ。じゃあこの企業の福井県の企業の育成とかうちはやりません、産業経済省がやりますんやと言うんか。そうじゃないでしょ。少なくとも福井県行政としてこの企業の育成から含めてやるわけでしょ。当然その企業の育成の中にまさに今の企業の中で人権や環境、このことを無視して企業は存在せえへんわけでしょ。だとするならば少なくとも福井県行政として企業に対する人権啓発というのをしっかり柱もって、そのためには今どういう実態があるのかというそういう分析をしなきゃ話にならないでしょ。その中で労働局とどう連携とるかでしょ。労働局に丸投げしたらあかんで。ということは福井県行政の責任を放棄してるということやんか。

一覧表は作ってないんですか？どういう質問項目があってそれが何件あって、そんな一覧表は作ってないんですか？集約の中で。

(三足労働政策課長)

先ほど申し上げました項目についての一覧表はございます。

なら、もっと詳細作らんと集約できへんやろ、こんなん。今言うようにそれぞれの事業所の集約の問題もあるわけや。どういう傾向なのか。不適切発言の企業の傾向、地域実態、そういう分析をしながらいろんな啓発事業に役立てていくということになってるんで、そこらへんの集約のやりかたがちょっと大雑把やね。課長、そう思いませんか。よその県へ行ってももっと詳細に、中身分かってるんやからね。中身分かってるんやから、個々のね。その集約の仕方をもうちょっと綿密な集約の仕方にしてますよ、他県では。ちょっと大雑把すぎるな、集約の仕方が。

少なくとも課長、あれ知ってるやろ？職業安定法が改正されたのは知ってるでしょ？1999年や、もう10年以上やな。知らない？

(三足労働政策課長)

えーっと、申し訳ございません。

ちょっと待ちなよ、それはあかんわ。申し訳ございませんのレベルではすまん。労働担当の課長としては。

少なくとも職業安定法が改正されまして、求職者のいわゆる応募者の個人情報の収集について、規制がかかっているわけですよ。その中で厚生労働大臣の指針というのが出てますんや。それ知ってるでしょ？

(三足労働政策課長)

はい。

そしたらその中に書いてあるじゃない。社会的差別につながる個人情報の収集についてはダメですよと書いてあるじゃない。その中に具体的に本籍地とか、家族の構成とか住所とか出生地とか書いてあるじゃない、そういう項目を含めてどう調査するかでしょ。

(三足労働政策課長)

調査はしておりますので、分析をきちんとさせていただきます。

分析するための項目はあるんかって聞いているんや。項目がなかったら分析のしようがないでしょうが。

分かる人答え、分かる人答え、もう。ちょっと後ろ、あんた分かるんやったら事実を教えてください。マイク使って。

(労働政策課 増田総括主任)

調査票に基づいてどんな企業からどんな質問があったかというのを押さえてそれを

ベースに違反件数を積み上げていますので、詳細分析っていうのは可能です。で、今お答えに出させていただきました家族構成とかについてはある程度分類ごとにごこちらの方で取りまとめた数字でございまして、それを示させていただいておりますので、まあそれより詳細な情報というのは確認可能ですので、その分析を、あの、表として本日何が何件という数字は持ち合わせておりませんので、今後ということでご了解いただきたいと思います。

いつまで？

資料あるんやから他県の情報も取り寄せて例えば年内なら年内くらいに集約してください。

今年の話やったら分かるんやけど、去年の話やで、去年の平成21年の部分を今日に分析してないということはどういうことやとやうてんねん。

(労働政策課 増田総括主任)

分かりました。数はおさえておりますので。

今もう試験始まっているんですよ。今年の試験に間に合わないじゃないですか、そんなことやったら。

(労働政策課 増田総括主任)

それは、労働局にですね、企業に対する指導をお願いしています。昨年例えば21年度の調査の結果ですね、こういった企業さんでこういう質問がありましたというのを、9月16日に高校生の採用選考が始まるんですけど、それまでに必ず去年問題のあった企業さんには必ず指導してくださいということで今年も労働局に依頼しておりますので、時期的にですね、間に合うまでに指導をお願いしております。

あの、すみません、ちょっと話ずれるかもしれませんが、さっきもありませんけど、労働局に丸投げするんじゃなくて、労働局は労働局として各求人出してくる企業に対して指導はするでしょうけども、県として許認可持つてる団体とか業界とかにちゃんと指導してくれませんか？あとでまたウチの書記次長の方から話があると思えますけども、宅建業者に対する啓発の問題であるとか、いろいろあるわけですよんか、

公正採用だけじゃなくて、許認可持っているところあるわけでしょ？県で。そういうところに、例えばこれあのパンフレットについて、リーフレットについて高校から応募する学校へ事業所へ持って行くわけでしょ？こうやって採用は公正にやってくださいって言うて。応募してる学校から持って行くわけでしょ？そんな格好の悪いことさせたらあきませんやんか。そりゃ、立場弱いでっせ。強く言えませんが。おたくんとこほんなら来年から募集外しますわって言われたら先生一発ですやんか。だから県で全部集約して県でやっておくんははれて、他の県でもそうやってるわけでしょ？学校単位でそんなことさせたら来年の子の就職に関わってくるから、こんだけ採用少ないわけですから学校の先生ってほんまに頭下げてまわってますで、高校の就職頼むのに。それを県で後押ししたらんとそれこそ睨みの利くところありますやんか。飲食業やったらどことか、あるわけでしょ？

県として具体的に状況を把握して分析をして、県として何を取り込むかということ  
を明確にせなあかんわけや。労働局の話やなくて。福井県としてどう取り組むかとい  
うことや。

労働局もしんどいんですよ。今自由化になって労働局一本やないですからね。

まあ、まあまあ。家族状況については分析してあるという話やからそれを出しても  
らう。そしてそれを労働局やなしに県内の市町村別に詳細な分析してもらって資料を  
出してもらおう。それはもうやっぱり県内で各関係するところに出すということやな。  
それをやってもらわんといかんわな。

県外の7社って、その当該の県に言うたってくれてます？何県、何県なんかという  
のは分かってはるでしょ？

### (三足労働政策課長)

滋賀県と茨城県、京都府、兵庫県、大阪府、東京都でございます。で、これは労働  
局を通じて他県の労働局から指導を受けていただくというふうをお願いをしておりま  
す。

意識調査についてですけども、県の回答の最後のほうに差別意識は着実に解消傾

向を示しているとか去年のに書かれていたと思いますけども、私これを見て、県の  
意識調査を取り寄せて私なりに分析をしました。しかし、とてもとてもこういうこと  
にはならないと思うのですが、少なくとも例えば県の調査は年齢別、性別、地域別で  
データはあるのですが、分析はされているのですか？分析をしたらこんな結論にはな  
らないと。今日参加されている人にもちょっと説明をしておきたいんですけども、  
もうすでに結婚されている人に、あなたのお子さんが結婚しようとする相手が同和地  
区の人であると分かった場合にどのようにしますかという質問で、ここではですね、  
親としては反対するが子どもの意思が強ければ仕方がないというのが一番多いんで  
すよね、確か。49.3%あって、一番直近のやつが49.4%で半分くらいです。で、親と  
しては反対するということなんですよね。子どもの意思が強ければ仕方がないです  
から子どもの意思が弱かったら、これ結婚成立しませんよね。要するに心の中では同和  
地区の人と結婚するのは嫌だ、子どもの結婚相手としては望まないと言ってる人が半  
数いるわけです。それからその下に書いてあるのは家族や親戚の反対があれば絶対に  
結婚を認めないというこの数字を全部足す、要するに本当は心の中では反対だとい  
う人と認めないという人を足すとですね、前の調査のときは64.6%ですからまあ6割半  
ほどは反対だということですね。で、20年ですから2年前の結果では60.5%です  
から6割です。数字的に言うと64.6%が60.5%になったから4分ほど減ったんで  
すね、これをもってですね差別意識が着実に解消に向かっているというふうに言われ  
るとみなさんどう思いますか。依然として6割の人が反対なんですよ。これ誰がや  
ったかという福井県がやった調査です。自分たちがやった調査で6割強の人が反対だ  
と思っていて着実に差別意識は解消傾向を示しているなんて誰がそんな結論を出  
したのか知りたいくらいです。もともといろんなデータの分析はされてるんですか？  
これ。それからこの下にはまだ結婚していない人に聞いた答えもあります。これ見  
るとさすがに減ってるなと思うけれども実は20年度の福井県の調査というのは未  
婚者というのはどれくらいの割合ですか？ごくごくわずかだと思うんです。年代  
的に見ると20代の方はトータル数は忘れましたが、800くらいあったかな、ト  
ータルは。トータル800くらいあったうちの3人ですよ、この回答してるのは。  
だから20代の人に聞きたいけれどもほとんどデータにならない数字なんです  
よ、この未婚者に聞いたというのは。それをことあるに絶対結婚しないとい  
う人は4%になってるから確実に差別意識が解消に向かっているというふう  
に堂々とおっしゃることがよくなくてほとんど理解できません。少なく  
とも意識調査の結果についてはちゃんと分析がなされているのか、なされ  
ていないとすればちゃんと分析して欲しいというふうに思います。それ  
から、部長、これ、私この調査を見てびっくりしたんですけど、電話帳のサ  
ンプル数は電話帳からの抽出なんです。そんな福井県の年齢構成をしっかりと  
反映するようなサンプル取れないですよ。だから今言ったように20代の人  
が全体の3人しか回答していない、確か。相手が同和地区の人であるか  
どうかという答えですよ。だから問題はですね、しっかりと精度設計した  
ような意識調査じゃない。せめてやっぱり専門家を入れてちゃんと意識が  
変わってるということであれば専門家入れた調

査をぜひ実施して欲しいと思います。少なくとも着実に解消傾向に向かっているなんていうのは撤回して欲しい。

サンプル数を取って意識調査をする場合の方法っていうのがありますからね。私も電話帳から引っ張り出して対象抽出するなんて初めて聞きました。全然そんな科学的な裏付けではありません。そのあたりはちゃんと科学的な裏付けに基づいたサンプル調査のとり方をしてください。依然としてやっぱり絶対数がまだ多い。このことを一体どう見るのか、前回よりも数パーセントか0、何パーセントか減ったから着実に解消しているという見方をするのか、絶対数がまだ依然として多いという見方をするのかで全然評価変わってくるしね。もう少ししてください。それから1点だけ提起させてもらいます。この間[ ]の土地差別の問題が発覚しました。土地に対する差別の事件があったんです。いわゆるマンション建設等をめぐって事前に土地の周辺を調査して、いわゆる周辺に同和地区が存在したか、こういう調査方法が発覚しまして今事実確認しています。で、先般国交省とそういう情報を提供しながらやりとりをして、宅地建物取引業者、これあのそれぞれの県でいろいろ研修とかやっているとありますが、宅建業者です。宅建業者の研修がそれぞれの県で実施されているのか、こういう調査を国土交通省がされました。いわゆる宅建業者の独自の啓発資料を持っているとか、また、独自の研修とかいろんな取組をされているとか、研修の内容とかを含めてですね、調査をしたところ福井県においては全く何にもない、こういう結果が、やっていると、ここの部分は資料作っていると、いわゆる部分的にやっていると、それぞれの県であるんですけども、福井においては宅建業者に関わる啓発に関わる取組が全くないという数字の結果が国交省の調査の中で一覧表として出てきました。これいっぺん分析をお願いしたいと思います。

(飯田人権室長)

まず、この調査でございますけども、以前はですね、県民の方に啓発の調査員みたいな方がいらっちゃってその方が何名か選んでアンケートに回答するという方式を取っていたのですが、平成16年から変わって、県民の意識を忠実に反映させるために直近の電話帳から2,000世帯を無作為に抽出してアンケート様式を郵送し、回答いただくというやり方が取られるようになりました。それで、このやり方というのはですね、平成20年度まで行われていたわけでございます。そうした結果ですね、電話帳で無作為抽出をしたということで、その電話帳は登録者が世帯の年配者が多く、自分の名前前で来たので登録者が回答する機会が多かった、で、若い人は電話帳に登録してない場合が多い、本県の全世帯中、高齢者、一人暮らし世帯と高齢者夫婦世帯が計16%あるということからですね、非常に年齢層の高い方が回答する結果になってしまったということでございます。こういう調査方法は県統一的にやっております、政策推進課が一括して調査をやっております、その一つに私どもの県民意識調査をや

ていただいたということでありまして、県で統一的にやっていたということでございます。21年度からはやっぱりちょっと年齢層が偏ってしまったということで、やり方を改めて別のやり方をするようになったということでございます。今回ですね、60歳以上の方が前の13年調査では25.1%だったのが、58.4%になりました。それに比べて20代、30代の方が少なくなったというようなことで、年齢層の高い人に対するアンケートになってしまったということが一つ課題として問題があるということは事実でございます。

だいたいわかったけれども、やっぱり調査は正確にやらないかんで、やはり票が少なければ少ないほど全く分からん、どっちでもいいような話になると。正確にやってもらわんと現実とはわからんと。まあ、時間ないんでこれで終わりたいんですけども、やっぱり数字見てたらみなさん分かると思うけれども、親の意識がやっぱり高いんやな。こういう現実、半分の人がやっぱり同和問題について全く理解がないというふう考えた方がいいと思います。これをどういうふうこれから考えて解決していくかということが大事だと思います。

(司会)

よろしいですか。次最後になりましたけれども、6番の[ ]の開発事業、7番の[ ]の活用ということで、ご説明をお願いします。

時間ないから、それはまた後日やらせてもらう。1番2番も十分話ができなかったんで、また後日やる時間があると思うので。えーっとほんなら終わりたいんで、4時やで時間なくなるから。

(司会)

県の方でご予定していただいていたと思うんですけども、今、[ ]からも話がありましたようにこれでまとめに入らせていただきます。まず、福井県連の方から[ ]の方でまとめをお願いします。

長い間、ご苦勞様でした。まとめって言うても私自身は今日皆さんの意見を聞いて検討したわけではありませんで、私の考えとか感想になると思いますけども、まず一つは、今日話し合った5つの問題、これについては集約すれば1番の人権教育や人権啓発についての推進に関する法律に全部集約されるんです。結婚問題にしても、就職問題にしてもあらゆる問題について行き詰っておるとことは人権啓発や人権教育が十分になされておらない現われと思います。まああの、例えばこの人権啓発や人

権教育については公布されてから10年経っておるんです。10年経っておるのに遅まきながらということでもいいかなと思いますけども、こういう分厚い冊子を作っていたいただければこれについて具体的にどういうことやってどういう困難が出てきたか、どういう方向性を出していくのかということがほとんど書いてないわけです。例えば先ほど〇〇のことが出ましたけれども、〇〇についても去年、解放同盟が冊子で各県連の主な所在地の市町村の人権担当者の名前が書いたものがあつたわけです。〇〇もあります。それで〇〇に去年ちょうど交渉の場所なんですけども、交渉の場所に来る前に〇〇に同和問題について研修というようなことはされましたかと。電話番号は人権担当者の電話番号になっておつた。聞きましたら〇〇では全然、いや、自分は何もやっとならんで他の課に皆聞いて歩く言うて聞いて歩いたけれども、どこも人権問題、人権問題というたらいろいろとこじつけができるんですけども、同和問題についてやっとならんで皆無なんです。だからこの問題についても〇〇のこの中にも同和問題についての項目があるんですけども、非常に大事な問題で今後も推進していきたいということが書いてあるんですけども、やったかどうかという全然書いてない。まあ、10年遅れてこれからやっといかれるんだと思うんですけども、どういふことで・・・。時間ないんで、まあ、そういうことで、1番の問題に全部集約されるんです。だから1番をしっかりとおさえておかれたら〇〇の問題ももっともっと早く解決されたんだと思うんです。だから同じように〇〇おいてもこの問題が十分にされていないということでこれから1番の問題を十分に考えてやっていただきたいと思ひます。

(司会)

では、続きまして中央本部の〇〇をお願いします。

あんまり時間ないんですけども、今、県連からも話ございまして、私も今日は来て資料ばつと見させていただいたわけでありまして、これ決して量の問題ではないんですけども、内容が極めてばらばらにある。特にこれまでの経緯とかそれぞれの市町村の課題とかほとんど明記されていないわけです。また中にはですね、部落問題のことすら触れられていない市町村もあります。そういうことで、一体その福井県としてね、これからこれを受けてどう具体的なことをしていくかですが、次回しっかりと議論を進めていきたいと思ひます。で、また今日はですね、それぞれの課題についてさまざま提起なりを聞きまして。とりわけ〇〇の差別事件については、差別を受けている側がそのことを言えないという状況をどうとらえていくか。さらにまた、具体的に差別をやった差別発言者に対してどういふような取り組みをするのか、ということが中心になってくると思ひます。そういう意味では今日は具体的な方向を提起させていただいたわけでありましてですね、そういうことを踏まえていただいてですね、対応をしっかりとお願いしたい。それからまた、あとの問題についてもですね、言いた

いことはたくさんあるんですが、もう時間ない時間ないという話でありますので、簡単にしますけれどもいずれにしても今日話し合われた課題というのは実はここ数年間ずっと継続してきたテーマであります。そうした中で私達が常に具体的にその福井の中に差別を受けてる部落の住民がいるということをしつかりと踏まえていただきたいと、その上で行政としてその状況をどうとらえていくのか、そのことが全ての課題についてのですね、基本になるというふうに思ひます。まああの、次回ですね今日の具体的に提起してきた問題の回答も含めてですね、さらに内容を深めたものによってくことです。お互いに確認をやっていきたいと思ひます。それとまた一点付け加えるのであれば、〇〇ですね、ぜひとも差別事件についてのですね、具体的な場面をですね、お互いに協力しながら作っていききたいというふうに思ひます。本日は大変ご苦勞様でした。以上で終わります。

(司会)

はい、どうもご苦勞様でした。最後になりましたですけれども、閉会のあいさつということで、福井県側からよろしくお願ひいたします。

(伊藤嶺南振興局長)

本日は、長時間にわたりまして終始ご熱心にご意見を賜りまして誠にありがとうございました。本日賜りましたご意見につきましては私ども真摯に受け止めさせていただきまして、福井県民の一人一人が同和問題を自分自身の問題として考え、差別のない社会が実現をしていきますよう、なお一層の努力を我々させていただきたいと思ひております。今後ともご協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。

(司会)

どうもありがとうございました。最後になりますが、私どもの〇〇からごあいさつ申し上げます。

どうもご苦勞様でした。30秒ほどで言ひます。皆さんいろんな構想の中であらばつてやらんなんというふうに思ひていただくとありがたいんですけども、そうでない方は反省してもらわなあかんですけども、ここからまた福井へ帰つて県庁へ行つたらホツとして今の気持ちがドーンと下がつてあ、もうどうでもええわつてならんように、それだけお願ひしたいと思ひます。以上です。お願ひします。

(司会)

今日はどうもありがとうございました。これを持ちまして22年度の県対交渉を終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。ご苦勞様でございま



